

# 広島市学校給食費等債権回収等業務委託に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和6年6月13日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一 實

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

広島市学校給食費等債権回収等業務

### (2) 業務内容

別紙「広島市学校給食費等債権回収等業務委託基本仕様書」のとおり。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※ ただし、次のいずれにも該当せず、発注者及び受注者が合意した場合は、令和9年3月31日を限度として1年ごとに更新することがある。更新後の委託料の上限については、別途協議するものとする。

- ・ 翌年度以降において委託料に係る歳出予算が配当されない場合
- ・ 本仕様書の内容に従っていないと認められる場合

### (4) 概算事業費

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする。

6,518,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### (5) 担当部署

広島市教育委員会事務局学校教育部健康教育課

住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号（北庁舎6階）

電 話：082-504-2490

FAX：082-504-2328

電子メール：[kyo-kenko@city.hiroshima.lg.jp](mailto:kyo-kenko@city.hiroshima.lg.jp)

## 2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島市学校給食費等債権回収等業務委託に係る公募型プロポーザル応募説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）」による。

## 3 応募資格

以下に掲げる要件を満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であり、同法第57条第1項又は第2項に規定する懲戒を現に受けていないこと。

- (3) 国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方公営企業及び地方独立行政法人を含む。）における債権回収業務の実績を有すること。
- (4) 公示日から受託候補者の選定までの間のいずれかの日においても、営業停止処分又は広島市及び他の地方公共団体の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき、破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしていない者であること。
- (8) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は広島市暴力団排除条例（平成 24 年広島市条例第 24 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団等の統制の下にあるもの

イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの

#### 4 プロポーザル説明書等の配布方法

プロポーザル説明書等は、本市ホームページからダウンロードすることができる。

（ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp>）のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和 6 年度方式・案件名」）

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

##### (1) 配布期間

公示日から令和 6 年 7 月 12 日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年 9 月 26 日条例第 49 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

##### (2) 配布場所

前記 1(5)に同じ。

#### 5 応募資格確認申請書の提出

##### (1) 提出期限

令和 6 年 6 月 25 日（火）午後 5 時 15 分まで。

##### (2) 提出場所

前記 1(5)に同じ。

##### (3) 提出方法

公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式 1）を、前記 1(5)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

## 6 質問の受付及び回答

(1) プロポーザル説明書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和6年6月25日(火)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所

前記1(5)に同じ。

ウ 受付方法

基本仕様書等に関する質問書(様式3)を、前記1(5)へ電子メール又はFAXで提出すること。

(2) 質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答する。また、前記1(5)において、令和6年7月12日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するとともに、本市ホームページに掲載する。

## 7 企画提案書の提出期限及び提出場所等

(1) 提出期限

令和6年7月12日(金)午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(3) 提出方法

企画提案書(様式4)を、前記1(5)へ持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

## 8 受託候補者の特定

(1) 審査方法

企画提案書及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、広島市学校給食費等債権回収等業務プロポーザル検討会において審査する。

(2) 審査基準

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、その結果を全ての応募者に書面により通知するほか、本市ホームページにおいて応募者の審査結果(順位・点数を含む。)を公表する。

## 9 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

(2) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。また、プレゼンテーションを欠席した応募者については、その提案を無効とする。

(3) その他詳細はプロポーザル説明書による。